

小学校学習指導要領（抜粋）

第1章 総 則

■第1 教育課程編成の一般方針

2 学校における道德教育は、道德の時間を要として学校教育活动全体を通じて行うものであり、道德の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。

道德教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道德性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

第3章 道 徳

■第1 目標

道德教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校教育活动全体を通じて、道德的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道德性を養うこととする。

道德の時間においては、以上の道德教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道德教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道德的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道德的実践力を育成するものとする。

■第2 内容

(省略) 118～119頁参照。

■第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 各学校においては、校長の方針の下に、道德教育の推進を主に担当する教師（以下「道德教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道德教育を展開するため、次に示すところにより、道德教育の全体計画と道德の時間の年間指導計画を作成するものとする。

- (1) 道德教育の全体計画の作成に当たっては、学校における全教育活动との関連の下に、児童、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道德教育の重点目標を設定するとともに、第2に示す道德の内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があること。
- (2) 道德の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道德教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習

の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、計画的、発展的に授業がなされるよう工夫すること。その際、第2に示す各学年段階ごとの内容項目について、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。ただし、第2に示す各学年段階ごとの内容項目は相当する各学年においてすべて取り上げること。なお、特に必要な場合には、他の学年段階の内容項目を加えることができること。

- (3) 各学校においては、各学年を通じて自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てることに配慮するとともに、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。特に低学年ではあいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないこと、中学年では集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合う態度を身に付けること、高学年では法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすこと、国家・社会の一員としての自覚をもつことなどに配慮し、児童や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また、高学年においては、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、自己の生き方についての考えを一層深められるよう指導を工夫すること。

2 第2に示す道德の内容は、児童が自ら道德性をはぐくむためのものであり、道德の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際、児童自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。

3 道德の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道德教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。
- (2) 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。
- (3) 先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、児童が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。
- (4) 自分の考えを基に、書いたり話し合ったりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること。
- (5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道德の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意すること。

4 道德教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道德教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるように必要がある。また、道德の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。

5 児童の道德性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道德の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。

中学校学習指導要領（抜粋）

第1章 総 則

■第1 教育課程編成の一般方針

2 学校における道德教育は、道德の時間を要として学校教育活动全体を通じて行うものであり、道德の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。

道德教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道德的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道德性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。

第3章 道 徳

■第1 目標

道德教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校教育活动全体を通じて、道德的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道德性を養うこととする。

道德の時間においては、以上の道德教育の目標に基づき、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間における道德教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道德的価値及び人間としての生き方についての自覚を深め、道德的実践力を育成するものとする。

■第2 内容

(省略) 118～119頁参照。

■第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 各学校においては、校長をはじめ全教師が協力して道德教育を展開するため、次に示すところにより、道德教育の全体計画と道德の時間の年間指導計画を作成するものとする。

- (1) 道德教育の全体計画の作成に当たっては、学校における全教育活动との関連の下に、生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道德教育の重点目標を設定するとともに、第2に示す道德の内容と各教科、特別活動及び総合的な学習の時間における指導との関連並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があること。
- (2) 道德の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道德教育の全体計画に基づき、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間との関連を考慮しながら、計画的・発展的に授業がな

されるよう工夫すること。その際、各内容項目の指導の充実を図る中で、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。

- (3) 各学校においては、特に、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、国際社会に生きる日本人としての自覚が身に付くようにすることなどに配慮し、生徒や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また、悩みや心の揺れ、葛藤等の課題を積極的に取り上げ、人間としての生き方について考え深められるよう配慮すること。

2 第2の内容は、生徒が自ら道德性をはぐくむためのものであり、道德の時間はもとより、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際、生徒自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。

3 道德の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭の参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し指導体制を充実すること。
- (2) ボランティア活動や自然体験活動などの体験活動を生かすなど多様な指導の工夫、魅力的な教材の開発や活用などを通して、生徒の発達段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

4 道德教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道德教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるように必要がある。また、家庭や地域社会との共通理解を深め、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど相互の連携を図るよう配慮する必要がある。

5 生徒の道德性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道德の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。

「道徳の内容」の学年段階・学校段階の一覧表

参 考

	第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年	中学校	
1 主として 自分自身に関すること	(1)健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。 (2)自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。 (3)よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う。 (4)うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活する。 	(1)自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。 (2)自分でやろうと決めたことは、粘り強くやり遂げる。 (3)正しいと判断したことは、勇気をもって行う。 (4)過ちは素直に改め、正直に明るい心で元よく生活する。 (5)自分の特徴に気付き、よい所を伸ばす。	(1)生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。 (2)より高い目標を立て、希望と勇気をもってくじけないで努力する。 (3)自由を大切にし、自律的で責任のある行動をする。 (4)誠実に、明るい心で楽しく生活する。 (5)真理を大切にし、進んで新しいものを求め、工夫して生活をよりよくする。 (6)自分の特徴を知って、悪い所を改めよい所を積極的に伸ばす。	(1)望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。 (2)より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。 (3)自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。 (4)真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。 (5)自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。	1 主として 自分自身に関すること
2 主として 他の人とのかかわりに 関すること	(1)気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。 (2)幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。 (3)友達と仲よくし、助け合う。 (4)日ごろ世話になっている人々に感謝する。	(1)礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。 (2)相手のことを思いやり、進んで親切にする。 (3)友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。 (4)生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接する。	(1)時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。 (2)だれに対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にする。 (3)互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合う。 (4)謙虚な心をもち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にする。 (5)日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。	(1)礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。 (2)温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。 (3)友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。 (4)男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。 (5)それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ。 (6)多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。	2 主として 他の人とのかかわりに 関すること
3 主として 自然や 崇高なものとの かかわりに 関すること	(1)生きることを喜び、生命を大切にする心をもつ。 (2)身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。 (3)美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。 	(1)生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。 (2)自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にする。 (3)美しいものや気高いものに感動する心をもつ。 	(1)生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。 (2)自然の偉大さを知り、自然環境を大切にする。 (3)美しいものに感動する心や人間の力を超えたものに對する畏敬の念をもつ。 	(1)生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。 (2)自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。 (3)人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きることの喜びを見いだすように努める。	3 主として 自然や 崇高なものとの かかわりに 関すること
4 主として 集団や社会とのかかわりに 関すること	(1)約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする。 (2)働くことのよさを感じて、みんなのために働く。 (3)父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。 (4)先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しむ。 (5)郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。	(1)約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。 (2)働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く。 (3)父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる。 (4)先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級をつくる。 (5)郷土の伝統と文化を大切にし、郷土を愛する心をもつ。 (6)我が国の伝統と文化に親しみ、国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化に関心をもつ。	(1)公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし進んで義務を果たす。 (2)だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。 (3)身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。 (4)働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。 (5)父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする。 (6)先生や学校の人々への敬愛を深め、みんなで協力し合いよりよい校風をつくる。 (7)郷土や我が国の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。 (8)外国の人々や文化を大切にする心をもち、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。	(1)法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。 (2)公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。 (3)正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。 (4)自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。 (5)勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。 (6)父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。 (7)学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。 (8)地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。 (9)日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。 (10)世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。	4 主として 集団や社会とのかかわりに 関すること

◆「『心のノート』を生かした道徳教育の展開」編集協力者

作成協力者 (平成15年度)		職名は平成 15 年 7 月現在
赤堀 博行	東京都教育庁指導部指導主事	(50音順)
秋月 真也	静岡大学教育学部附属浜松中学校教諭	
生田 敦	宇都宮大学教育学部附属小学校教諭	
石岡 幸也	北海道札幌市立手稲東小学校教諭	
上田 仁紀	滋賀県秦荘町立秦荘東小学校教諭	
大木真理子	千葉県八街市立八街中学校教諭	
生越 詔二	前東京都中央区立常盤小学校長	
押谷 由夫	昭和女子大学教授	
菊地 正直	東京都新宿区立牛込第二中学校長	
坂本 哲彦	山口県教育庁岩国教育事務所指導主事	
白木みどり	石川県松任市立北星中学校教諭	
新宮 弘識	淑徳大学教授	
菅 明男	東京都江東区立深川第三中学校教諭	
鈴木 賢一	埼玉県鴻巣市教育委員会教育長	
反町 京子	千葉市教育センター指導主事	
土田 暢也	新潟県黒川村立黒川小学校教諭	
内藤 雅人	山梨県総合教育センター研修主事	
庭野 優子	東京都文京区立関口台町小学校教諭	
林 敦司	鳥取県智頭町立土師小学校教諭	
松原 好広	東京都昭島市立清泉中学校教諭	
山下 守	鹿児島県教育庁人権同和教育課指導主事	
横山 利弘	関西学院大学教授	

なお、文部科学省においては次の者が編集に当たった。

大槻 達也	初等中等教育局教育課程課長
永田 繁雄	初等中等教育局教育課程課教科調査官
柴原 弘志	初等中等教育局教育課程課教科調査官
吉富 芳正	初等中等教育局教育課程課学校教育官・道徳教育調査官
坂下 裕一	初等中等教育局教育課程課教育課程第一係長
前川 浩一	初等中等教育局教育課程課教育課程第一係
武市 綾香	初等中等教育局教育課程課教育課程第一係

改善協力者 (平成23年度)		職名は平成 24 年 3 月現在
浅見 哲也	埼玉県教育委員会指導主事	(50音順)
大原 龍一	東京都町田市立町田第四小学校長	
表迫 信行	東京都教職員研修センター統括指導主事	
柿沼 治彦	東京都練馬区立中村中学校教諭	
川崎 雅也	大阪府貝塚市教育委員会教育部参事	
後藤 輝明	埼玉県富士見市立勝瀬小学校教諭	
柴原 弘志	京都市教育委員会指導部長	
庄司 量士	大阪市教育センター指導主事	
高木 健吉	富山県富山市立堀川中学校教頭	
谷田 増幸	兵庫教育大学大学院教授	
田上佐知子	熊本県熊本市立大江小学校教諭	
角田 千里	京都府京都市立神川中学校教諭	
藤間 隆子	埼玉県加須市立加須平成中学校教諭	
野村 宏行	東京学芸大学附属大泉小学校教諭	
長谷 徹	東京家政学院大学教授	
濱渕 雅樹	北海道教育大学附属釧路小学校教諭	
林 由美子	相模原市立総合学習センター研修指導主事	
松原 好広	東京都荒川区立第四中学校副校長	
松本 好弘	広島県尾道市立久保中学校教諭	
柳下 高明	埼玉県所沢市立牛沼小学校長	
山西 香織	東京都文京区立窪町小学校教諭	

なお、文部科学省においては次の者が編集に当たった。

塩見みづ枝	初等中等教育局教育課程課長
赤堀 博行	初等中等教育局教育課程課教科調査官
澤田 浩一	初等中等教育局教育課程課教科調査官
美濃 亮	初等中等教育局教育課程課学校教育官・道徳教育調査官
堀内 昭彦	初等中等教育局教育課程課教育課程第一係長
村山 嘉審	初等中等教育局教育課程課専門職・教育課程第一係長
村井 瞳	初等中等教育局教育課程課教育課程第一係
橋本 伸一	初等中等教育局教育課程課教育課程第一係
紺野 雅弘	初等中等教育局教育課程課教育課程第一係
菊池 幸博	初等中等教育局教育課程課教育課程第一係

平成 25 年 3 月

改訂版 「心のノート」を生かした道徳教育の展開－「心のノート」活用事例集－

発行 文部科学省
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2